

# 4月からここが変わります

## 後期高齢者医療

### 平成30・31年度の保険料率を改定します

( )は前年比

被保険者均等割額	43,727円 (-1,515円)
所得割率	8.26% (-0.68%)
年間保険料上限額	62万円 (+5万円)

### 保険料の軽減が変わります

基礎控除後の総所得が58万円以下の人の軽減

改正前	所得割が2割軽減
改正後	所得割軽減なし

後期高齢者医療に加入する直前まで、職場の健康保険などの被扶養者であった人の軽減

改正前	均等割額は7割軽減、所得割額は課されません。
改正後	均等割額は5割軽減、所得割額は課されません。

### 入院時食事代の標準負担額が変わります

所得区分	標準負担額	
	改正前	改正後
現役並み所得者	360円 / 1食	460円 / 1食
一般		

○所得区分が区分Ⅰ・区分Ⅱ(住民税非課税世帯)の人、指定難病患者の人については、変更ありません。

### 保険料均等割額の軽減範囲が拡大されます

#### ・均等割額が5割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額などが次の計算式を超えない人

改正前	「基礎控除額(33万円)」+「27万円×世帯の被保険者数」
改正後	「基礎控除額(33万円)」+「27.5万円×世帯の被保険者数」

#### ・均等割額が2割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額などが次の計算式を超えない人

改正前	「基礎控除額(33万円)」+「49万円×世帯の被保険者数」
改正後	「基礎控除額(33万円)」+「50万円×世帯の被保険者数」

- 均等割額9割軽減、8.5割軽減は変更ありません。
- 平成30年度の保険料額は29年中の所得が確定した後、7月中旬に個別に通知します。



### 問 保険年金課(東庁舎)

☎71・2324 ☎72・2460

滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎077・522・3013

4月のJアラート  
訓練は25日(水)  
午後2時頃です

気象警報や武力攻撃事態について、国や気象庁では、全国瞬時警報システム(Jアラート)から緊急情報を全国に配信し、各市町では防災行政無線などで情報発信を行うこととしています。

湖南市では、毎月第4水曜日の午後2時頃に、防災行政無線による一斉放送などを実施しますので、ご理解ご協力をお願いします。

※実際の災害などと間違えないようご注意ください。

※気象・地震活動その他などの状況で予告なく中止することがあります。

●「防災行政無線」を聞きもらしたときは：

防災行政無線の放送内容を電話で確認することができます。

☎72・5040

問 危機管理・防災課(東庁舎)

☎71・2303

☎72・2000